

二次募集

令和6年度補正予算

京都市伝統産業



新商品開発・販路開拓支援事業補助金

- ①新商品開発に資する、道具・原材料の購入及び30万円未満の設備の導入
- ②国内外での新たな販売機会の創出に向けた取組を支援！

補助対象者

京都市が指定する伝統産業74品目に携わる組合等、法人、個人事業主

補助上限



法人、個人事業主の場合、原則、組合等の副申請が必要

- 組合等 25万円(②海外での販売機会創出の場合は38万円)
- 法人 10万円(②海外での販売機会創出の場合は15万円)
- 個人事業主 5万円(②海外での販売機会創出の場合は 8万円)

補助率

補助対象経費の5分の4以内



補助対象期間

令和7年2月1日(土)～令和8年1月31日(土)

申請方法

申請書一式を京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室に、郵送、電子メールのいずれかで、申請受付期間内にご提出ください。

申請書

申請書は、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000342698.html>



申請受付期間

令和7年6月18日(水)～7月18日(金)

※当日消印有効

補助対象経費の例

① 新商品開発の場合 ※当該補助金で購入した原材料を使った製品を販売することはできません

- ▶原材料購入費:土、白生地、漆、糸、顔料、染料、糊薬、金箔等
- ▶道具購入費(修理費含む):刷毛、ブラシ、筆、針、画集などの書籍等
- ▶1台につき30万円未満(税抜)の設備の改修等に係る経費※:織機、電気釜、染色機等

② 国内外での新たな販売機会の創出の場合

※統計法の統計基準である日本標準産業分類において
飲食サービス業に分類される産業に係る経費を除く

- ▶出展費、設営費、広告宣伝費、印刷費、通訳料、翻訳料、海外渡航費(宿泊費含む)等

補助対象外経費の例

- ▶1台につき30万円以上(税抜)の設備改修費
- ▶パソコン、プリンター、カメラ、バッテリー、電池、印刷用紙等、汎用性のあるもの
- ▶京都市伝統産業設備改修等補助制度で対象外とされている経費
- ▶人件費(報酬含む)、家賃、光熱水費、燃料費、レンタル・リース料等の固定費
- ▶その他、旅費交通費(国内)、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

Q & A

Q:①新商品開発と②販売機会創出の両方への申請は可能ですか？

A:可能です。法人の場合、①と②に合わせて、最大25万円※の補助が受けられます。

Q:開発する商品が複数ある場合、何度でも申請できますか？

※①新商品開発10万円、
②海外での販売機会創出15万円の場合

A:できません。申請は、①と②の各項目につき1回限りです。

Q:一次募集で①(又は②)に申請したが、二次募集で②(又は①)にも申請できますか？

A:可能です。

申請・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 新商品開発・販路開拓支援事業補助金担当宛

TEL:075-222-3337 FAX:075-222-3331

MAIL: densanhojyo2025@city.kyoto.lg.jp